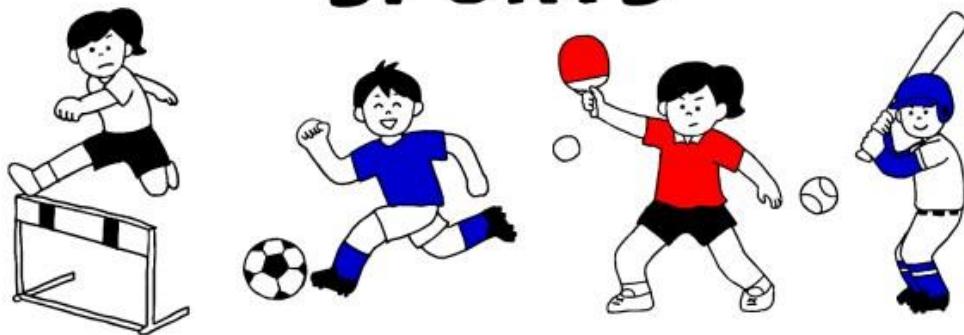


令和5年度 スポーツ少年団指導者連絡会



SPORTS



話し合い事項

- ①各スポーツ少年団担当者による紹介
- ②校長あいさつ
- ③スポーツ少年団活動に関する規定の確認
- ④生徒指導より
- ⑤その他（情報交換等）

日時：令和5年 6月2日（金）

場所：会議室 19:00～20:00

スポーツ少年団「真喜良サンウェーブ」活動規定

令和5年度 石垣市立真喜良小学校

I 真喜良サンウェーブスポーツ少年団活動のねらい

- (1) スポーツ少年団活動を通して心身の鍛錬を図る。
- (2) 学年の枠を超えた同好の仲間で活動することにより、社会性を育てる。
- (3) 地域の方の協力を得て指導してもらい、学校と地域の連携を密にし「地域の目」で子ども達を育てていく。
- (4) 活動や試合を通して、児童と指導者、児童間の交流を深めるとともに、あいさつななどのマナーを体得させる。

2 活動方針

- (1) 学校生活に支障がないように（体調不良、授業中の居眠り、宿題の未提出等）決められた活動時間を守ること。
＊祝祭日・休日は、3時間以内が望ましい。
＊守れない場合は、施設の利用を許可しない。（1ヶ月以内で3度学校からの注意があれば、その翌週7日間は施設の使用はできないこととする。）
- (2) 指導者や保護者が不在の場合、児童だけの活動は認めない。（各団体の集合場所で宿題等をして待つ。）
- (3) 運動場内のスポーツ少年団活動に支障をきたす場所に車を入れない。
- (4) 自転車の使用について
＊自転車の駐輪は、正門横の駐輪場を使用。その他の場所は認めない。
＊自転車の正しい乗り方（ヘルメット着用、2人乗り禁止等）を徹底する。
- (5) 活動の際のゴミや廃棄物は、ただちに処理すること。（ゴミは持ち帰ること）
- (6) 学校施設を破損したときは、ただちに学校に報告し修繕すること。なお、それに必要な費用は、当該団体の負担とする。
- (7) 活動後は、用具の後片付けをきちんとし、活動場所の清掃を行う。なお、祝祭日及び土・日曜日はトイレの清掃を行う。

担当	野球	サッカー	バスケ・バレー
場所	プール下トイレ	理科室前トイレ	体育館内トイレ

⇒清掃が行き届いていない場合、使用不可もあり得る。

＊利用施設の営繕等は、できる範囲で自主的に行う。

- (8) 同一施設を複数の団体で使用する場合は、互いに相談の上、平等に使用すること。
- (9) 団体責任者は、活動にかかる児童の把握を行い、その一切の責任を持つ。
- (10) PTA作業の参加や借用施設の整備活動等、ボランティア活動を推進する。

3 活動日と時間（石垣市学力向上推進委員会にて決議された共通実践事項）

- (1) 各団体とも終了時間は次の通りとする。

期間	部活動終了時刻	校門を出る時刻	帰宅時刻
① 4月～9月	午後6時45分	午後6時50分	午後7時00分
②10月～11月	午後6時15分	午後6時20分	午後6時30分
③12月～1月	午後5時45分	午後5時50分	午後6時00分
④ 2月～3月	午後6時15分	午後6時20分	午後6時30分

＊土・日曜日・祝祭日活動終了 活動終了（午後4時30分） 下校（午後4時45分）

- (2) 各スポーツ少年団活動責任者は、活動の日程について予め学校長に申し出、学校施設使用許可を受けること。
(長期休業期間は、活動予定表を別で出すこと)
- (3) 土・日曜日の練習は、児童の過重負担にならるように配慮すること。

(4) 休養日は、週2日設定する。(平日1日・休日1日)

(ア) 小学校・・・週2日以上 【平日1日・休日1日 *曜日は各スポーツ少年団に一任する】

*休日に2日連続で活動してはいけない。

*大会の際は考慮とするが、その際は必ず翌日を休みにすること。

(5) 次にあげる日は、スポーツ少年団の活動を休みとする。

(ア) こどもの日 (イ) 旧盆 (ウ) 年末・年始休 12月29日～1月3日の期間中

(エ) 旧十六日祭 (オ) 家庭の日 毎月第3日曜日 (カ) 夏季休業期間中の閉庁日3日間

(キ) 年度当初4月1日～1学期始業式当日

4 各スポーツ少年団と学校との連携

(1) 各スポーツ少年団と学校の連携を図るために、学校職員に連絡係をおく。連絡係は各部活と学校の連絡を主な仕事とする。

□各スポーツ少年団と学校の連携を図るために、学校職員に連絡係をおく。連絡係は各部活と学校の連絡を主な仕事とする。

団体名	代表指導者	父母会長	学校職員連絡係
野球	監督： TEL	父母： TEL	真喜良小学校 住所：新川 2018-2 TEL 0980-83-6850 FAX 0980-83-3774
男子バスケット	監督： TEL	父母： TEL	
女子バスケット	監督： TEL	父母： TEL	
女子バレー	監督： TEL	父母： TEL	体育主任： 生徒指導： 教頭：
サッカー	監督： TEL	父母： TEL	

5 共通理解事項

(1) 外部団体、PTA、学年・学級PTAなどで休日のグラウンドや体育館を利用する場合は、事務室のカレンダーに利用日時を明記する。(教頭・体育主任・市事務職員のいずれかに連絡)

(2) 毎年2回(1学期と3学期)、児童の健全な活動を推進していくため、少年スポーツ活動団体の責任者が話し合いの場を持ち、共通理解を図る。

(3) 校長が必要と認めた場合には、臨時に責任者会議を図る。

(4) 体育館・運動場の使用は以下の通りとする。

	月	火	水	木	金	時間	土	日
体育館	バレー	男バスケ 女バスケ	バレー	男バスケ 女バスケ	バレー	9:00～ 12:00	バスケ	バスケ
						13:00～ 16:00	バスケ	バレー
運動場	野球	サッカー (低)	野球 サッカー (低高)		野球 サッカー (高)		野球 サッカー *日程変更	野球 サッカー *日程変更

*祝祭日については各監督・コーチで相談して決める。

*第3日曜日は家庭の日により休養をとること。ただし、家庭の交流のために使う際は使用を許可する。

- (5) 体育館の鍵の借用や返却は保護者・監督・コーチが責任を持って行う。
- (6) 各スポーツ少年団、週に2回は活動休養日をとる。
- (7) 体育施設（体育館・運動場）利用目的の第一意義は、本校児童の学習の場として利用することにあるので、教育活動に関する使用を最優先させるものとして、以下の通りとする。
- (8) 祝祭日の体育館利用については、午前をその曜日に割り当てられていない少年スポーツ活動団体が使用し、午後はその曜日に割り当てられている少年スポーツ活動団体が使用する。ただし、監督・コーチの都合上、午前に使用したい場合は、割り当てられている少年スポーツ活動団体が優先的に使用できる。
(もし、午前・午後の変更がある場合は、両方で事前に連絡調整を行う)

例：月曜日が祝祭日の場合

午前 男バスケ・女バスケ

午後 バレーが使用する

◎優先順位

- ①本校教育活動・・・授業、その他の学校行事（学年・学級も含む）
- ②本校PTA活動・・・PTA活動全般（学年・学級PTA活動・地域PTA活動など）
- ③外部団体・・・少年スポーツ団体・社会体育団体・郷友会など

*本校の少年スポーツ活動団体は、第一に優先するが、普段から使用しているため、ほかの団体から一日のみ使用の申請があった場合、調整の上その団体へ借用を許可する。

メモ

少年スポーツ活動の位置づけ

令和5年度 石垣市立真喜良小学校

I 少年スポーツ活動の位置づけ

少年スポーツ活動は、社会教育の分野に入り社会体育の一環としてスポーツ少年団などの組織が中心となって青少年の健全育成を目指した教育活動である。このことから、本校の各活動団体は、社会教育中の社会体育（生涯スポーツ）の分野の活動という位置づけを明確に確認します。

以上のことから十分にご理解いただき日々の指導に責任を持って指導していただくようお願いい
たします。

2 学校教育活動における体育的学習活動

小学校における学習活動の中での体育的活動は、通常の「体育の授業」があり、それ以外にはクラブ活動が実施されています。したがって社会体育の分野で行われるスポーツ活動は子ども達の成長時期に十分な運動量を保証する意味で、大切な役割を担っていると言えます。

各スポーツ活動は学校教育の一環ではなく、社会教育の分野として強調してきましたが、実際問題として学校と各団体は、つながりを強く持たなくてはいけません。その理由はご存じのように、本校の児童の多くが団員として、本校施設を利用して日々活動しているからです。

互いに、子どもの健全育成という大きな目標のために頑張っていることから、練習の行き過ぎや指導者の負担にならないように、互いに話し合い、本校児童のために日々頑張りましょう。

☆まとめ

- ・第一に子どもの健全育成を目的として活動すること。
 - ・諸活動は、学校教育ではなく、社会教育に位置づけられる。
 - ・学校の施設は互いで話し合い、思いやりの気持ちをもって利用割り振りを行うようにする。
- ただし、最終決定は校長が行う。
- ・学校と各団体指導者が理解し合い、子ども達の指導にあたる。

学校施設等の使用許可条件

令和5年度 石垣市立真喜良小学校

学校の施設等の使用許可については「石垣市学校施設の使用に関する規則」に定めるもののほか、次の通りとする。

I 使用許可制限について

児童の課外活動や学校施設等の維持管理上著しく支障をきたしているもので、次に掲げる団体以外の使用申請については、当分の間原則として許可しないものとする。

- (1) 教育諸団体
- (2) PTA及び社会教育諸団体
- (3) その他、公共の福祉に寄与すると考えられる団体

2 使用者の守るべき事項

- (1) 使用許可を受け、目的以外に使用しない。
- (2) 使用許可以外の学校施設を使用しないこと。
- (3) 許可なく、火気類の持ち込みや火気の使用をしないこと。
- (4) 許可なく、学校施設には張り紙や釘類を持ち込まないこと。
- (5) 使用者、参集者に使用上のきまりを厳守させること。
- (6) 許可なく、物品を販売しないこと。
- (7) 校庭や運動場に車両を乗り入れないこと。
- (8) 夜間の使用は原則として午後10時までとする。
- (9) 使用の際のゴミや廃棄物は、使用後直ちに処理すること。なお、それに必要な費用は使用者負担とする。
- (10) 学校施設を破損または消滅したときは、直ちに原型に復すこと。なお、それに必要な経費は使用者負担とする。
- (11) 学校施設の使用後は、当該施設直ちに現状に復すこと。
- (12) スポーツ等の行事で体育館を使用するときは、体育館シューズを使用すること。
- (13) 学校施設の使用に関しては、前記のほか、校長の指示に従うこと。